

	実務対応
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	基準諮問会議から受けた提言の内容の理解と会計上の論点の概要

I. 本資料の目的

- 2019 年 11 月 29 日に開催された第 421 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議からの提言を受けて、「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オファリング (ICO) トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について検討することが決定された。
- 本資料は、金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、基準諮問会議から受けた提言の内容を理解することを目的としている。また、会計上の論点の概要を説明することを目的としている。

II. 基準諮問会議から受けた提言の内容

- 2019 年 11 月 29 日に開催された第 421 回企業会計基準委員会において基準諮問会議から受けた提言の内容は、次のとおりである。

2019 年 11 月 22 日に開催された第 37 回基準諮問会議において審議の結果、以下の提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

(提言の経緯)

- 2019 年 11 月 22 日に開催された第 37 回基準諮問会議において「金融商品取引法上の『電子記録移転権利』又は資金決済法上の『暗号資産』に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、金融庁より新規テーマとしての提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議事務局において検討を行った。
- 審議事項(1)-2 参考資料 1 のとおり、基準諮問会議の事務局による検討結果

が報告された。検討結果は以下のとおりであった。

ICO については取引の形態が様々であり、会計処理は国際的にも確立されていないため、適時に実務対応報告等の開発を行うことは必ずしも容易でない可能性があるものの、取引が広がった場合、処理の多様性が生じる可能性があり、会計基準を開発するニーズがあるものと考えられる。

なお、ASBJ が公表している実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」では、仮想通貨（暗号資産）について、当実務対応報告において明らかにした項目に加えて追加的な検討を行うことが想定されている。

したがって、ICO トークンの発行・保有等の会計処理の検討を ASBJ の新規テーマとしてテーマ提言を行うことに合理性があると考えられる。

3. 上記の基準諮問会議の事務局の検討結果を受けて審議を行った結果、新規テーマの提言を行うこととなった。
4. なお、テーマ提言にあたり、テーマの提案者である金融庁に対して、金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークン等に関する情報を貴委員会に連携していただくことを申入れている。

4. 以下は、2019 年 11 月 23 日の基準諮問会議において、金融庁からなされた新規テーマの提案である。

(テーマ)

金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて

(提案理由)

先に国会で成立した資金決済法等の一部改正法（令和元年法律第 28 号）では、いわゆる投資性 ICO（Initial Coin Offering：企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称）を金融商品取引法により規律することとし、各種規定の整備を行った。

具体的には、これまで流通する蓋然性が低いものとされ、第二項有価証券として分類されてきた金融商品取引法 2 条 2 項各号に規定されるいわゆる集団投資スキーム持分等について、分散型台帳技術等を活用する場合、株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえ、そのようなものを「電子記録移転権利」と定義し、第一項有価証券に含めることで原則として開示規制を課し、その業としての取扱いに第一種金融商品取引業の登録を求めることとした。なお、本改正法では、暗

号資産により出資する集団投資スキーム持分が金融商品取引法の規制対象となることを明確化した。

また、投資性 ICO 以外の ICO トークンについては、資金決済法上の「暗号資産」に該当する範囲において、(発行者等が、保有者に対し何らかの義務を負っているものも含めて)引き続き資金決済法の規制対象となり、暗号資産交換業者向けの事務ガイドラインや自主規制団体の規則等で、利用者に対する情報の提供義務の内容に、発行者や事業に関する情報などを加えている。

そのような中で、本改正法は、衆・参両院において「ICO の会計処理等は、発行されるトークンの性質に応じて異なるものと考えられるため、国際的な議論を勘案しつつ、会計処理等の考え方について整理のうえ、ガイドラインの策定等の必要な対策を講ずること」との附帯決議が付されるなど、「電子記録移転権利」及び「暗号資産」に該当する ICO トークンに係る会計上の取扱いについて整備することが喫緊の課題であり、本テーマを提案した次第である。

(具体的内容)

1. 上述のように、金融商品取引法上の「電子記録移転権利」は、金融商品取引法2条2項各号に規定されるいわゆる集団投資スキーム持分等が分散型台帳技術等を利用しているものであり、既存の有価証券と性質を異にするものではない。このような「電子記録移転権利」を発行する場合や保有する場合などの会計処理についてご検討をいただきたい。
2. 他方、資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンについては、発行者が負う義務の有無・内容(金銭的評価など)や発行者以外に保証債務等を負う第三者の有無など、その仕組みは様々なものが考えられることから、その仕組みの類型的な整理が必要とも考えられる。こうしたことも踏まえ、類型を整理した上で、ICO トークンを発行する場合や保有する場合などの会計処理についてご検討をいただきたい。

5. 次項以降では、基準諮問会議から受けた提言の内容の理解を深めるため、関連する法律の内容について説明している。

III. 関連する法律の内容

法改正の経緯

仮想通貨に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨の交換業者が破綻したことを受け、平成29年4月より、仮想通貨の支払・決済手段としての性格に着目し、仮想

通貨と法定通貨の交換等を行う事業者に対して、犯罪による収益の移転防止に関する法律による本人確認義務等が導入され、また、資金決済法による登録制の導入や一定の利用者保護の整備が図られた。

その後、平成 30 年 1 月に、不正アクセスにより、仮想通貨交換業者が管理する顧客の仮想通貨が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、いわゆる「みなし業者」を含む多くの仮想通貨交換業者において、内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象となっている、との指摘があったほか、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達等の新たな取引が登場する動きもみられた。

こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、平成 30 年 3 月に金融庁に「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され、同年 4 月より 11 回にわたり、関係者からのヒアリング等を含む検討が行われ、同年 12 月、報告書（以下「報告書」という）が公表された。

報告書で示された提言を踏まえ、このうち、法律上の手当てが必要なものについて、法律案の策定作業が進められ、

- ① 国際的な動向等を踏まえ、資金決済法上の「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するとともに、暗号資産の流出リスクへの対応等、暗号資産交換業に関する制度を整備
- ② 暗号資産を用いた証拠金取引や ICO と呼ばれる資金調達等の新たな取引、および不公正な行為に関する制度を整備

などの施策を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が平成 31 年 3 月 15 日に閣議決定され、同日国会に提出された。第 198 回国会（常会）における同法律案は、衆議院において先議され、衆議院財務金融委員会における審議を経て（同委員会において附帯決議が付されている）、令和元年 5 月 21 日の衆議院本会議において可決され、参議院に送付された。その後、参議院財政金融委員会における審議を経て（同委員会においても、附帯決議が付されている）、同年 5 月 31 日に参議院本会議において可決・成立し、同年 6 月 7 日に公布された（令和元年法律第 28 号）。

「金融商品取引法の一部改正の概要－暗号資産を用いた新たな取引および不公正な行為への対応－」（商事法務 No. 2204 2019 年 7 月 15 日 小澤金融庁市場局市場課課長補佐他 5 名著）（以下「解説記事」という。）

なお、当該法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるとされている（本法の附則 1 条）。

ICO の定義

6. 金融庁が2018年12月に公表した「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書（以下「研究会報告書」という。）によれば、「ICO（Initial Coin Offering）について、明確な定義はないが、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとされている。」と記載されている。
7. 研究会報告書によれば、ICOによる資金調達額に関する公的なデータは国内外に存在しないが、一部の民間情報サイトのデータを引用し、2017年の全世界におけるICOによる資金調達額は約55億ドル、2018年は1月から10月末までで約167億ドルであるとされている。
8. また、研究会報告書によれば、「ICOは、その設計の自由度が高いことから様々なものがあると言われているが、トークン購入者の視点に立った場合には、以下のような分類が可能と考えられる。」とされている。
 - 発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるもの（投資型）
 - 発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、上記以外の債務を負っているとされるもの（その他権利型）
 - 発行者が何ら債務を負っていないとされるもの（無権利型）

金融商品取引法上の「電子記録移転権利」

（金融商品取引法上の有価証券の定義）

9. 金融商品取引法では、次のとおり「有価証券」が定義されている。

金融商品取引法第2条第1項

この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 四 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券

- 五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十～二十一 （略）

10. また、金融商品取引法第2条第2項において、いわゆる「みなし有価証券」が次のとおり定義されている。

- 金融商品取引法第2条第2項（下線はASBJ事務局による追加）
- 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。
- 一 信託の受益権（略）
 - 二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（略）
 - 三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権
 - 四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの
 - 五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利

(外国の法令に基づくものを除く。)のうち、当該権利を有する者(以下この号において「出資者」という。)が出資又は拠出した金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行う事業(以下この号において「出資対象事業」という。)から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの(前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項(この号を除く。)の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)

イ～ニ (略)

六 外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

〔「電子記録移転権利」の定義〕

11. 金融商品取引法は、開示規制について、有価証券のうち広く流通する蓋然性が高いと考えられるものを「第一項有価証券」、その蓋然性が低いものを「第二項有価証券」として整理している(法2条3項)。

そして、有価証券の募集又は売出し¹に該当する場合には、第一項有価証券の発行者には公衆縦覧型の発行開示・継続開示義務を課す一方、第二項有価証券の発行者には原則として当該義務を課さないこととしている(法3条3号)²。

12. ここで、解説記事によれば、「法2条2項各号に規定されるいわゆる集団投資スキーム持分その他の権利(以下「集団投資スキーム持分等」という)は、これまで流通する蓋然性が低いものとして第二項有価証券に分類され原則として開示規制の対象外となり、その取扱いには第二種金融商品取引業の登録が求められてきた。しかし、ブロックチェーンをはじめとする分散型台帳技術等を活用する場合、株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえ、そのようなものを「電子記録移転権利」と定義し、第一項有価証券に含めることで原則として開示規制を課し、その業としての取扱いに第一種金融商品取引業の登録を求めることとした。」とされている。

¹ 「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得申込みの勧誘のうち、第一項有価証券に該当する場合には50名以上の者に対して勧誘を行うものをいう。「有価証券の売出し」とは、すでに発行された有価証券の売付け勧誘等のうち、第一項有価証券に該当する場合には50名以上の者に対して勧誘を行うものをいう。

² 第二項有価証券においても出資等の総額の50%を超える額を有価証券に投資する場合には、例外的に開示規制の対象となる。

改正後の金融商品取引法第2条第3項(抄)(下線はASBJ事務局による追加)

この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるもの(次項において「取得勧誘類似行為」という。))を含む。以下「取得勧誘」という。)のうち、当該取得勧誘が第一項各号に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利、特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。))に表示される場合(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。)に限る。以下「電子記録移転権利」という。)

(次項及び第六項、第二条の三第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第一項有価証券」という。)に係るものである場合にあっては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(電子記録移転権利を除く。次項、第二条の三第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。)に係るものである場合にあっては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であって有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三 (略)

13. 前項の「電子記録移転権利」の定義については、解説記事によれば、「これは、集団投資スキーム持分等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(実務上はこれを「トークン」と呼ぶことがある)に表示されるものを特に指すものであり、その定義にあたっては、資金決済法上の「仮想通貨(暗号資産)」の定義(資金決済法第2条第5項)を部分的に参考としている。具体的には、ブロックチェーン等の分散型台帳技術を用いるものを主に想定しているが、電子的な記録・移転といった文言上の要件を満たせば、技術的な方式は問わない。

なお、形式上はブロックチェーン等を利用しているものの、たとえば、そのトークンが広く流通する蓋然性が事実上ない場合等にまで第一項有価証券として扱う必要はないことから、内閣府令³により、そのような場合を電子記録移転権利から除外することも可能な枠組みとなっている。」とされている。


14. また、「いわゆる集団投資スキーム持分として規制対象となるためには、金銭またはその類似物による出資が必要とされているところ(法2条2項5号)、改正法では、暗号資産を当該金銭とみなすこととし(同法2条の2)、暗号資産により出資す

³ 本資料の作成時点で、内閣府令は公表されていない。

るものが規制対象となることを明確化した。」とされている。

（「第一項有価証券」、「第二項有価証券」それぞれの開示規制）

15. 「第一項有価証券」、「第二項有価証券」それぞれの開示規制は、以下のとおりである。（ASBJ 事務局作成）

	募集	私募
第一項 有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす相手方の人数が 50 名以上の取得勧誘（第 2 条第 3 項第 1 号、施行令第 1 条の 5） ・私募の要件（適格機関投資家向け私募、特定投資家向け私募、少人数私募）に該当しない取得勧誘（第 2 条第 3 項第 2 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外
第二項 有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 名以上の者が所有することとなる取得勧誘（第 2 条第 3 項第 3 項、施行令第 1 条の 7 の 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外
		
発行者への発行開示規制	<ul style="list-style-type: none"> ・「有価証券届出書」「目論見書」等（第 5 条、第 13 条）（金額要件及び適用除外要件あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

資金決済法上の「暗号資産」

（定義及び範囲）

16. 改正後の暗号資産の定義は以下のとおりである。

<p>資金決済法第 2 条第 5 項（下線は改正箇所）</p> <p>この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。<u>ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 3 項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。</u></p> <p>— 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの</p>

代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

改正前の定義からは、以下が変更されている。

- (1) 「仮想通貨」の名称が「暗号資産」に変更されている。
- (2) 金融商品取引法で規定する「電子記録移転権利」が暗号資産の範囲から除かれている。

なお、「暗号資産」の範囲及び該当性の判断基準について、2019年9月に「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（16 仮想通貨交換業者関係）が改正されている（別紙1参照）。

17. 当該事務ガイドラインの改正により、新たに「ICO への対応」が追加された。内容は次の通りである。

II-2-2-7 ICO への対応（一部略）

II-2-2-7-1 意義

ICO（Initial Coin Offering）とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項に規定する仮想通貨に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の仮想通貨と交換する行為（以下、II-2-2-7において「販売」という。）は、仮想通貨交換業に該当する。

（注1） ただし、仮想通貨交換業者がトークンの発行者の依頼に基づいて当該トークンの販売を行い、発行者がその販売を全く行わない場合には、発行者の行為は基本的には仮想通貨交換業に該当しないと考えられる。なお、発行者の行為の仮想通貨交換業該当性については、発行者と仮想通貨交換業者との間の契約内容、販売行為の内容、発行者による販売への関与の度合い等を考慮の上、最終的には個別具体的に判断することに留意する。

（注2） トークンの発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っている

など ICO が投資としての性格を有する場合、仮想通貨によるトークンの購入であっても、実質的に法定通貨での購入と同視されるスキームについては、金融商品取引法の規制対象になる点に留意する。

かかる行為は、トークンの販売を介して資金調達を図るものであるが、トークン保有者の権利内容が明確でなかったり、資金調達の目的となる事業（以下「対象事業」という。）の実現可能性等のスクリーニングや必要な情報開示が行われず、詐欺的な事案や事業計画が杜撰な事案が発生したりするなど、利用者保護が十分に図られない事態が生じ得る。

以上を踏まえ、これらトークンを販売する仮想通貨交換業者の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、仮想通貨交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、トークンの販売状況等の報告を求めるとともに、日本仮想通貨交換業協会が定める自主規制規則を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。

II-2-2-7-2 主な着眼点

(1) 発行者が自らトークンを販売する場合

- ① 対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などを的確に審査し、これを検証しているか。
- ② 発行者に関する情報、トークン保有者に対して負う債務の有無・内容、トークンの販売価格の算定根拠のほか、対象事業にかかる事業計画書、事業の実現可能性等を、トークンの販売時に顧客に提供しているか。

(注) 対象事業に関する情報を提供するにあたっては、顧客に根拠のない期待を抱かせないように、当該情報の客観性・適切性が求められることに留意する。

- ③ 発行者の財務状況、トークンの販売状況、対象事業の進捗状況その他トークンの売買等の判断に影響を及ぼす事項を、適切な方法により、継続的にあるいは適時に開示しているか。
- ④ トークンの販売によって調達した資金を、他の資金と分別して管理の上、あらかじめ利用者に開示した資金用途以外の用途に使用しないなど適切に管理しているか。
- ⑤ トークンに利用されるブロックチェーンやスマートコントラクト、当該トークンを保管するウォレットその他当該トークンの品質に影響を与えるシステムの安全性を検証し、当該トークンの販売後も、定期的に又は必要に応じて適時に、当該システムの安全性を検証しているか。
- ⑥ 著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件によるトークンの販売を防止するために、日本仮想通貨交換業協会が定める自主規制規則を踏まえ、販売価格の妥当性をあらかじめ審査しているか。

(2) 発行者に代わってトークンを販売する場合

発行者に代わってトークンを販売する場合には、上記(1)①、②、⑤及び⑥に加え、以下の点に留意する。

- ① 対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などのほか、発行者の財務状況その他トークンの販売の適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。
- ② 審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか。また、トークンを販売するに当たり、社内の他の部署との利益相反を検証・評価する機能を有しているか。また、それにより、利益相反となる状態を適切に防止するための態勢が整備されているか。
- ③ 発行者による適切な情報開示が行われるよう必要なモニタリングを行い、発行者が開示した情報に利用者が容易にアクセスできるようにするための必要な体制が整備されているか。
- ④ 発行者の下で調達資金の適切な管理が図られるよう必要なモニタリングを行っているか。
- ⑤ 上記③及び④に加え、利用者保護のために必要な措置が図られるよう発行者に対する必要なモニタリングを行っているか。また、発行者が利用者保護のために必要な措置を講じていない場合には、当該トークンの販売を中止するなど適切な措置を実施することとしているか。また、発行者との契約において、当該措置を講じるために必要な権限を定めているか。

18. 暗号資産交換業者は、従来、登録に際して「取り扱う暗号資産の名称」及び「暗号資産交換業の内容及び方法」を記載した「登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない」とされてきた（資金決済法第 63 条の 3 第 1 項第 7 号）が、今般の改正により、新たに規定された資金決済法第 63 条の 6 によって、「暗号資産交換業者は、その取り扱う暗号資産の名称又は業務の内容及び方法を変更する場合には、事前に届出をしなければならない」こととされた。
19. なお、事務ガイドラインに記載されている「日本仮想通貨交換業協会が定める自主規制規則」（「新規仮想通貨の販売に関する規則」（2019 年 9 月 27 日））には、対象事業の審査、購入者への情報開示等の内容が規定されている（別紙 2 参照）。

ディスカッション・ポイント

基準諮問会議からの提言の内容について、ご不明な点があればご質問を頂きたい。

IV. 会計上の論点

20. 金融商品取引法上の電子記録移転権利と資金決済法上の暗号資産とでは性格が異なるため、各々、別個に会計処理を検討することが適切と考えられる。そのうえで、基本的な論点として以下が考えられる。
21. なお、国際的な会計基準の動向は別紙3に記載している。

金融商品取引法上の電子記録移転権利の発行及び保有の会計処理

(発行に係る会計処理)

22. 金融商品取引法上の電子記録移転権利は、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合とされており、資金決済法上の暗号資産と異なり、権利としての性格が明確であるものと考えられる。この点を踏まえると、電子記録移転権利の発行に係る会計処理を検討するにあたっては、まず、以下のような権利の発行に係る既存の会計処理を参照することが、考えられる。
 - 信託受益権
 - 合名会社、合資会社、合同会社の社員権
 - 民法の任意組合、匿名組合契約、投資事業有限責任組合
23. ただし、電子記録移転権利特有の性質(法的性質、経済的性質等)を踏まえた場合、前項の権利と同様の会計処理を行うことが適切であるか否かも検討する必要があると考えられる。
24. なお、株式会社以外の事業体における持分の発行の会計処理は実務慣行によっているものも多く、電子記録移転権利の発行の会計処理を検討するにあたっては、どのような事業体(持分会社、信託、組合等)を対象にするかについても検討する必要があると考えられる。
25. また、電子記録移転権利の発行により受領した対価として、資金決済法上の暗号資産を受領することも想定されているため、当該暗号資産をどのように認識、測定するかについても論点になると考えられる。

(保有に係る会計処理)

26. 電子記録移転権利の保有に係る会計処理について、前述の発行に係る会計処理と同様に、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利の保有に係る会計処理を参照

することが考えられる。

27. ただし、同様に、電子記録移転権利特有の性質（法的性質、経済的性質等）を踏まえた場合、前項の権利と同様の会計処理を行うことが適切であるか否かも検討する必要があると考えられる。

資金決済法上の暗号資産に関する発行及び保有の会計処理

（発行に係る会計処理）

28. 資金決済法上の暗号資産の発行の会計処理を検討するにあたっては、発行により受領した対価の性質を考慮する必要があるものと考えられる。第8項に記載した研究会報告書の分類によると、投資型のICO以外のICOは、以下の2つに分類されている。
- 発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、上記以外の債務を負っているとされるもの（その他権利型）
 - 発行者が何ら債務を負っていないとされるもの（無権利型）
29. ここで、資金決済法上の暗号資産の発行の会計処理を考える場合、まず、暗号資産を一つの単位として会計処理を行うのか、暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質ごとに会計処理を行うのかが論点となる。
30. 仮に暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質ごとに会計処理を行う場合、当該性質ごとに異なる会計基準を適用する必要性が生ずる可能性がある。暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質としては、例えば、以下のようなものが考えられる。
- (1) 将来的に物・サービスを提供する権利がICOトークンに付与されている場合
 - (2) ICOにより受領した対価が特定の用途（例：プラットフォームの構築）に利用することが想定されている場合
31. まず、将来的に物・サービスを提供する権利がICOトークンに付与されている場合には、収益認識会計基準との関係を整理する必要がある。収益認識会計基準との関係を整理するうえでは、ICOに応募したものが顧客に該当するか、ICOトークンに付与された権利が、収益認識会計基準上の契約に該当するか（発行者から見た場合、法律上の義務に該当するか）等を検討する必要がある。

なお、収益認識会計基準では等価交換を想定したうえで、取引価格により収益の

額を測定することとしているが、ICO の場合には、必ずしも等価交換ではない可能性もあるため、引き渡した財又はサービスの時価による測定が可能であるか等も検討すべきと考えられる。

32. また、将来的に物・サービスを提供する権利が ICO トークンに付与されている場合であって、収益認識会計基準の範囲とならないものについては、引当金の要件に該当するか否かも検討する必要があるものと考えられる。この場合においても、発行者から見た場合、法律上の義務に該当するか等について検討する必要がある。
33. さらに、ICO により受領した対価が特定の用途（例：プラットフォームの構築）に利用することが想定されている場合、企業会計原則注解 24⁴「国庫補助金等によって取得した資産について」との関係も整理する必要があるものと考えられる（その他権利型、無権利型いずれも）。
34. 上記のとおり、ICO により受領した対価は、収益、引当金、工事負担金等、複数の性格を有する可能性があるため、受領した対価をこれらの要素に分割して配分する方法の是非についても検討する必要があるものと考えられる。

この場合、各要素に配分した残額について利益として計上することが適切であるか否かの検討も行う必要があるものと考えられる。

35. 受領した対価として、資金決済法上の暗号資産を受領した場合の論点は、第 25 項と同様である。
36. なお、資金決済法上の暗号資産の発行についてどのように会計処理したかについて財務諸表の利用者が理解できるように、発行時及びその後の会計期間末において十分な開示がなされる必要があると考えられ、当該開示内容も論点になると考えられる。

（保有に係る会計処理）

37. 暗号資産の保有に係る会計処理は、まず実務対応報告第 38 号でカバーされているか否かを検討することが考えられる。そのうえで、実務対応報告第 38 号と異なる

⁴ 企業会計原則注解 24 国庫補助金等によって取得した資産について（貸借対照表原則五のDの一項及びF）

国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。

この場合においては、貸借対照表の表示は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除する形式で記載する方法
- (2) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除した残額のみを記載し、当該国庫補助金等の金額を注記する方法

会計処理を定める必要性について検討することが考えられる。

38. なお、自己（自己の関係会社を含む。）が発行した暗号資産を保有する場合、会計処理の対象とするか否かについても検討する必要があるものと考えられる（実務対応報告第 38 号については、実務対応報告第 38 号の範囲から除かれており、新たに規定を設けるかどうか論点になると考えられる（実務対応報告第 38 号第 26 項⁵）。

ディスカッション・ポイント

上記に記載した基本的な論点について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

⁵ 実務対応報告第 38 号第 26 項

企業が発行した仮想通貨に関する論点としては、例えば、対価を得て発行した仮想通貨について負債を計上するのか利益を計上するのか、自己に割り当てた仮想通貨を会計処理の対象とするのか等が考えられるが、公開草案における会計処理等の検討に際しては、自己以外の者により発行されている仮想通貨の会計処理についてのみ議論が行われており、自己の発行した仮想通貨の取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握されていない状況にある。

したがって、自己の発行した仮想通貨（発行した時点においては仮想通貨に該当しないが、その後仮想通貨に該当することとなったものを含む。）については、本実務対応報告の範囲から除外することとした。なお、自己の関係会社により仮想通貨の発行が行われる事例が見られるため、自己の関係会社が発行した仮想通貨（発行した時点においては仮想通貨に該当しないが、その後仮想通貨に該当することとなったものを含む。）も、本実務対応報告の範囲から除外することとした（第 3 項ただし書き参照）。

別紙1：事務ガイドライン⁶

(I-1-1 仮想通貨の範囲及び該当性の判断基準)

当局は、資金決済に関する法律（以下「法」という。）第2条第5項に規定する仮想通貨の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する仮想通貨の定義に照らして判断するものとする。

なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、仮想通貨の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。

- ① 法第2条第5項第1号に規定する仮想通貨（以下「1号仮想通貨」という。）の該当性に関して、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために仮想通貨を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。
- ② 1号仮想通貨の該当性に関して、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

（注）前払式支払手段⁷ 発行者が発行するいわゆる「プリペイドカード」や、ポイント・サービス（財・サービスの販売金額の一定割合に応じてポイントを発行する

⁶ 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（16 仮想通貨交換業者関係）（2019年9月改正）

⁷ 資金決済法第3条において、次の通り定義されている。

「第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）か

サービスや、来場や利用ごとに一定額のポイントを発行するサービス等)における「ポイント」は、これらの発行者と店舗等との関係では上記①又は②を満たさず、仮想通貨には該当しない。

③ 法第2条第5項第2号に規定する仮想通貨の該当性に関して、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、1号仮想通貨との交換を行うことができるか」、「1号仮想通貨との交換市場が存在するか」、「1号仮想通貨を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該仮想通貨と同等の経済的機能を有するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

④ 法第2条第6項に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断するに当たり、「発行者及びその関係者（以下「発行者等」という。）と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

(注) 通貨建資産に該当する場合には、法第2条第5項に規定する仮想通貨には該当しないものの、当該資産の内容やその事業者が行う取引内容によっては、前払式支払手段や為替取引その他法令上の規定に該当する可能性がある点に留意する。

ら物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの
二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの」

別紙2：新規仮想通貨の販売に関する規則（日本仮想通貨交換業協会 2019年9月27日）

（定義）

第2条 この規則に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 発行
仮想通貨を新たに生成した上で、利用者に対して当該仮想通貨を交付し、利用できる状態に置く行為をいう。
- (2) 発行者
仮想通貨を発行する者をいう。
- (3) 新規仮想通貨
発行者が発行する仮想通貨をいう。
- (4) 新規仮想通貨の販売
新規仮想通貨を売却又は新規仮想通貨と他の仮想通貨を交換する行為のうち、当該行為によってはじめて発行者（受託販売業務による場合には、発行者及び会員）以外の第三者が当該仮想通貨を取得するものをいい、新規仮想通貨を受け取る権利を売却し又は他の仮想通貨と交換する行為を含む。
- (5) 自己販売業務
会員自ら発行する新規仮想通貨の販売を行う業務をいう。
- (6) 受託販売業務
会員が発行者の依頼に基づき新規仮想通貨の販売を行う業務をいう。
- (7) 受託販売審査
会員が、受託販売業務を行うに際して、新規仮想通貨の販売の可否を審査する行為をいう。
- (8) 受託販売審査業務
受託販売業務のうち、受託販売業務を行う会員が果たすべき責任を全うするために必要な受託販売審査を行い、新規仮想通貨の販売の可否の判断の基となる審査意見を形成する業務をいう。
- (9) 販売業務
自己販売業務及び受託販売業務を総称していう。
- (10) 受託営業業務
受託販売業務のうち、発行者に対して新規仮想通貨の販売に関する提案を行い、当該仮想通貨の販売の条件の検討及び受託契約（第13条第1項に定める受託契約をいう。）の締結及び履行に係る実務を遂行する業務をいう。
- (11) 以下略

(対象事業の審査)

第4条 会員は、自己販売業務を行うにあたっては、対象事業に適格性、実現可能性及び持続可能性（以下「実現可能性等」という。）が認められることについて、次の各号に掲げる審査項目（以下「対象事業審査項目」という。）に基づいて自ら審査するものとし、かかる審査に必要な体制を整備しなければならない。

- (1) 発行者の健全性及び独立性
 - イ) 関連当事者との取引の必要性及び取引条件の妥当性
 - ロ) 親会社からの独立性
 - ハ) 関係会社の管理の適切性
- (2) 発行者のガバナンス及び内部管理体制の状況性
 - イ) 機関設計の妥当性
 - ロ) 代表取締役、取締役及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関の責任遂行の状況
 - ハ) 監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能の状況性
 - ニ) 内部管理体制の運用状況及び牽制機能
 - ホ) 法令等遵守の状況
- (3) 発行者の財政状態及び資金繰り状況の健全性
- (4) 対象事業の適格性
 - イ) 対象事業の適法性及び社会性
 - ロ) 新規仮想通貨の販売を資金調達手段とすることの適格性
- (5) 対象事業の遂行のために必要な体制
 - イ) 対象事業の遂行に必要となる許認可等の取得の状況
 - ロ) 対象事業の遂行に必要となる知的財産権の保護の状況及び他者による権利侵害の状況
 - ハ) 対象事業の遂行に必要となる重要な契約の締結状況及び権利の確保の状況性
 - ニ) 対象事業の遂行のために必要となる人員の確保の状況
 - ホ) 業績管理の状況性
- (6) 対象事業の見通し
 - イ) 事業計画の合理性
 - ロ) 対象事業の技術的な実現可能性
 - ハ) 対象事業の成長性及び安定性況
- (7) 調達資金の使途の妥当性
- (8) その他会員が必要と認める事項

2 略

3 略

(購入者への情報開示)

第5条 会員は、自己販売業務に基づき新規仮想通貨を販売するときは、あらかじめ、当該購入者に対して、書面の交付又は電磁的方法により、次に掲げる区分に従い、次に掲げる事項についての情報を提供するとともに、公衆が容易にアクセス可能な電磁的方法により、当該情報を公表しなければならない。

(1) 発行者の情報

- イ) 発行者の名称、所在地及び登録番号
- ロ) 発行者の沿革
- ハ) 発行者及びその関係会社が営む主な事業の概要
- ニ) 発行者の役員の氏名及び経歴
- ホ) 発行者の業績の概要
- ヘ) 発行者の財務の状況
- ト) 発行者の社員数、組織及び機関
- チ) 発行者の株式の状況
- リ) 発行者のコーポレート・ガバナンスの状況

(2) 新規仮想通貨の情報

- イ) 新規仮想通貨の名称及びティッカーコード（シンボル）
- ロ) 新規仮想通貨の発行及び販売の目的
- ハ) 具体的な用途
- ニ) 新規仮想通貨の保有者に対して負担する債務がある場合には、当該債務の内容、債務者の情報及び履行期日並びに当該債務に係る債権の内容（譲渡方法、譲渡制限の有無、対抗要件の具備方法及び新規仮想通貨の流出が生じたことにより当該債権を行使することができなくなる場合は当該債権の保全方法を含む。）
- ホ) 前ニに規定する債権に関し、新規仮想通貨の保有者が不利益（発行者に起因するものを含む。）を被るおそれがある場合はその内容
- ヘ) 新規仮想通貨の発行上限を設ける場合には当該上限数
- ト) 新規仮想通貨の発行済みの数量
- チ) 新規仮想通貨を取り扱う又は取り扱うことが決定している事業者（国内外を問わない。）が存在する場合には、当該事業者の名称及び取扱時期
- リ) 新規仮想通貨の追加発行、追加販売又は無償付与（以下「追加発行等」という。）を予定している場合には、当該追加発行等の内容（追加発行等を予定しない場合には、その旨）
- ヌ) 過去に新規仮想通貨の販売（有利販売（本項第5号ワに定める有利販売をいう。）及び無償付与を含む。）が行われた場合には、当該販売等の状況

- ル) 発行者が発行済みの新規仮想通貨を償却（当該仮想通貨を消滅又は永続的に使用不能にすることをいう。以下同じ。）することを予定している場合には、当該償却の内容
 - ヲ) 新規仮想通貨についてマーケットメイカーが存在する場合には、当該マーケットメイカーの名称及びマーケットメイクの内容
 - ワ) 新規仮想通貨の対象システム（第17条に定める対象システムをいう。）に脆弱性が発見された場合等において、新規仮想通貨の移転の停止その他緊急対応措置を講じる可能性がある場合にはその旨
 - カ) 発行者が保有し、又は保有することとなる新規仮想通貨の総量（総量が特定できない場合には、その上限及び下限）
 - コ) 発行者が保有する新規仮想通貨の財務諸表上の取扱い
 - タ) その他概要説明書（仮想通貨の取扱いに関する規則第5条に定める概要説明書をいう。）記載の内容
- (3) 調達資金の情報
- イ) 調達資金の用途の詳細
 - ロ) 調達資金の財務諸表上の取扱い
- (4) 対象事業の情報
- イ) 対象事業の目的
 - ロ) 対象事業の詳細
 - ハ) 対象事業の事業計画の詳細
 - ニ) 対象事業の主要な推進者の経歴
 - ホ) 対象事業の破綻が新規仮想通貨の価格に与える影響
 - ヘ) 対象事業の遂行のために必要な体制の状況
 - ト) 対象事業の実現可能性等
- (5) 新規仮想通貨の販売に関する情報
- イ) 販売価格
 - ロ) 販売価格の算定根拠
 - ハ) 販売及び無償付与の対象となる新規仮想通貨の総量（以下「販売等予定総量」という。）
 - ニ) 販売期間（販売期間を定めない場合にはその旨）
 - ホ) 購入の申込み方法
 - ヘ) 購入の申込後の撤回の可否及び撤回の方法
 - ト) 販売の対価として購入者が払い込む仮想通貨又は法定通貨の額等（以下「払込金額等」という。）に下限を設ける場合にはその内容
 - チ) 払込金額等の払込方法及び払込期限
 - リ) 新規仮想通貨の販売に際して購入者が支払うべき手数料、報酬若しくは

費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

- ヌ) 払込金額等の総額等（以下「払込総額等」という。）又は新規仮想通貨の販売総量が基準値に満たない場合において、払込金額等の全部又は一部を返還するときにはその旨並びに返還時期及び返還方法
- ル) 新規仮想通貨の受渡方法及び受渡時期
- ヲ) 新規仮想通貨の販売に条件を付す場合には、当該条件の内容
- ワ) 通常よりも有利な価格で新規仮想通貨を販売（以下「有利販売」という。）する場合には次に掲げる事項
 - a. 有利販売の期間
 - b. 有利販売の目的
 - c. 有利販売の対象者
 - d. 有利販売の数量及び販売等予定総量に対する割合
 - e. 有利販売の価格及び割引率
- カ) 無償で新規仮想通貨を付与（以下「無償付与」という。）する場合には次に掲げる事項
 - a. 無償付与の時期
 - b. 無償付与の目的
 - c. 無償付与の対象者
 - d. 無償付与の数量及び販売等予定総量に対する割合
- コ) 新規仮想通貨の販売に際して優待プログラムを実施する場合には、当該優待プログラム内容及び適法性並びに利用者との利益相反の有無
- タ) 新規仮想通貨の販売に関しての相談及び苦情に応ずる営業所の所在及び連絡先
- レ) 購入者が利用できるADR機関の名称及び連絡方法
- ソ) 新規仮想通貨の販売に係る準拠法及び裁判管轄
- ツ) 新規仮想通貨の販売に際して発行者及び購入者との間で権利義務関係が発生する場合には、当該権利義務の内容リスク評価の全社の方針及び具体的手法を確立し、当該方針等に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づく評価を実施しなければならない。

2 会員は、販売期間が終了した場合には、速やかに、購入者に対して、書面の交付又は電磁的方法により、次に掲げる事項についての情報を提供するとともに、公衆が容易にアクセス可能な電磁的方法により、当該情報を公表しなければならない。販売期間の定めがない場合には、販売開始から3か月後を販売期間の終了時点とみなして本項を適用する。

- (1) 当該販売期間の終了時点における新規仮想通貨の総発行量
- (2) 当該販売期間の終了時点における払込総額等の合計

- (3) 当該販売期間の終了時点における新規仮想通貨の販売総量
 - (4) 販売価格が複数存在する場合には、当該販売期間の終了時点における販売価格毎の払込総額等及び新規仮想通貨の販売量
 - (5) 当該販売期間の終了時点において無償付与された新規仮想通貨の総量
 - (6) 当該販売期間の終了時点において優待プログラムが適用された新規仮想通貨の総量、当該新規仮想通貨に対する払込総額等その他優待プログラムの適用状況に関して参考となると認められる事項
 - (7) 販売期間の終了時点における発行者及び関連当事者が保有する新規仮想通貨の総量及びその内訳
 - (8) 払込総額等又は新規仮想通貨の販売総量が基準値に満たない場合であって、販売期間の終了時点において当該基準値に満たないことが確定した場合には、その旨並びに返還時期及び返還方法
- 3 会員は、販売期間が終了した時点から起算して3月を超えない期間ごとに、公衆が容易にアクセス可能な電磁的方法により、次に掲げる事項についての情報を公表しなければならない。販売期間の定めがない場合には、販売開始から3か月後販売期間の終了時点とみなして本項を適用する。
- ただし、最終の販売期間が終了した時点から起算して5年を経過している又は対象事業が終了している場合であって、会員が本項に基づく公表をしなくても利用者保護に欠けることがないものとしてあらかじめ協会に届出を行い、協会がこれに異議を述べないときはこの限りではない。
- (1) 第1項第1号に掲げる事項
 - (2) 新規仮想通貨の発行及び販売等の状況（追加発行等の状況を含む。）
 - (3) 発行者及びその関連当事者が保有する新規仮想通貨の総量及びその内訳
 - (4) 新規仮想通貨の市場価格（もしあれば）の推移
 - (5) 対象事業の進捗の状況
 - (6) 調達資金の全部又は一部を使用した場合には、使用した資金の額等及び使途の内容
- 4 会員は、発行者及び対象事業に関する重要な事項であって、新規仮想通貨の取引判断（当該新規仮想通貨の売買、他の仮想通貨との交換若しくは証拠金取引の実行の判断又はこれらの取引を行う場合の数量、価格若しくは時期についての判断をいう。以下同じ。）に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、速やかに、公衆が容易にアクセス可能な電磁的方法により、当該事象の内容及び発生日についての情報を公表しなければならない。
- 5 会員は、前各項に定める情報の提供及び公表を適時かつ適切に行うために必要な体制を構築するとともに、協会に対し、前各項に基づく公表情報にアクセスする方法を通知（当該方法に変更が生じた場合も同様とする。）しなければならない

い。

(調達資金の適切な管理)

第6条 会員は、新規仮想通貨の販売に基づき取得した調達資金（次項の定めに基づき使用した調達資金を除く。）について、次に掲げる区分に従い、次に掲げるいずれかの方法により、他の資産と区分して管理しなければならない。

(1) 金銭

イ) 預金銀行等への預金又は貯金（調達資金であることがその名義により明らかなものに限る。）

ロ) 信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭信託

(2) 仮想通貨

イ) 当該仮想通貨を自己で管理する場合、会員が保有する仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレットによる管理

ロ) 当該仮想通貨を第三者に管理させる場合、会員が保有する仮想通貨を管理するウォレット及び当該第三者が保有する仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレット（以下、本号に基づき調達資金を管理する別のウォレットを「調達資金ウォレット」という。）による管理

- 2 会員は、前条第1項第3号に基づいて利用者に情報開示した資金用途以外の用途に、調達資金を使用してはならない。ただし、対象事業を実現又は遂行するために資金用途を変更する必要性が高度に認められる場合であって、当該必要性及び使用する資金の額、用途の内容等を購入者に対して事前に開示した場合には、この限りでない。
- 3 第5条第1項第5号又に基づく開示（払込総額等又は新規仮想通貨の販売総量が基準値に満たない場合に払込金額等の全部又は一部を返還する旨の開示）を行った会員は、払込総額等又は販売数量が当該基準値を満たすことが確定するまでの間、調達資金を使用してはならない。
- 4 会員は、オフライン環境（インターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境をいう。以下同じ。）で保管できない合理的理由が認められる場合を除き、調達資金ウォレット内の仮想通貨を移転するために必要な秘密鍵（以下「対象秘密鍵」という。）をオフライン環境で保管しなければならない。
- 5 会員は、対象秘密鍵について、社内規程等に定める権限者以外の者が物理的にアクセスすることができない方法で保管しなければならない。
- 6 会員は、調達資金である仮想通貨の全部又は一部を外部アドレスに払い出す場合には、複数の対象秘密鍵を用いた電子署名を要求するなど会員の役職員による不正流用を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 7 会員は、前各項に定める調達資金の管理を適正かつ確実に実施するために必要な体制を整備しなければならない。取り扱う仮想通貨及び取引形態、国・地域、利

用者属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、利用者ごとに、リスクの高低を客観的に示す指標（利用者リスク格付）を導入し、これを随時見直すなど、継続的かつ実効性のある態勢の整備に努めなければならない。

別紙3：国際的な会計基準の動向

(1) IASBにおけるICOの会計処理の検討の状況

- ① 2018年7月に、IASBは、暗号資産を基準開発プロジェクトに追加すべきかどうかについて議論したが、結論に至る十分な情報を有していないと判断し、IFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」）に対し、企業が暗号通貨を保有している場合の会計処理、及びICOの会計処理について、既存のIFRS基準の適用方法、及び基準開発の要否を検討するよう依頼することとした。
- ② 2018年9月に、IFRS-ICにおいて審議された。
- ③ 2018年11月に、IASBは、IFRS-ICからの提言を受け次の通り決定⁸している。

暗号資産

審議会は、暗号通貨の保有及びイニシャル・コイン・オフリングを会計処理するために企業が既存のIFRS基準をどのように適用する可能性があるのかに関して、IFRS解釈指針委員会（委員会）から提供された情報を検討した。

審議会は、暗号通貨の保有又はイニシャル・コイン・オフリングに関するプロジェクトを現時点では作業計画に追加しないことを決定した。その代わりに、審議会は暗号資産の動向をモニターすることを決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- ④ なお、2018年11月のIASBボード会議におけるアジェンダ・ペーパーにおいて、IASBスタッフは、ICOの会計処理について次の通り記載している。

1. IASBスタッフは、企業がICOをどのように会計処理を行うのかは、ICOにおける権利と義務に依存すると考えている。従って、適切な会計処理は取引によっても様々である。適切な会計処理を決定する第1のステップは、ICOの結果として企業に生じる義務を考察することを含む取引の分析である。
2. 義務を識別した後は、企業は、その取引がどのIFRS基準の範囲に含まれるのかを決定する。IASBスタッフは、企業がICOに適用する適切な認識及び測定の実務事項を決定するうえで考慮すべきIFRS基準は多くあると考えている。例えば、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IAS第32号「金融商品：表示」、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」がある。

⁸ 2018年11月のIASB Update（IASBスタッフが作成したIASBボード会議における暫定決定の要約）におけるICOの会計処理に関連する部分を抜粋して記載している。

3. 企業が、ICO が含まれる IFRS 基準を決定できれば、当該基準の開示の要求事項を適用する。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」もまた、関連する開示の要求事項を含んでいる。

- ⑤ 2019 年 11 月の IASB ボード会議におけるアジェンダ・ペーパーにおいて、IASB スタッフは、2018 年 11 月以降の IASB スタッフの暗号資産の動向に関するモニタリングの状況を報告している。
- (2) フランス及びリトアニアにおいて、会計処理のガイダンスが公表されている。フランスにおけるガイダンスの内容は、以下のとおりである。
- ① 有価証券及び持分証券に似た特性を持つトークン：類似の金融商品の会計基準に従う。
- ② 有価証券及び持分証券以外の特性を持つトークン：トークンのコミットメントと義務に基づき会計処理を行う（負債、収益、利益）。
- (3) 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、以下のフェーズに区分し、暗号資産に関連するリサーチを実施している。
- ① フェーズ 1：利用内容、経済性、規制、傾向を検討し、現在の IFRS に対応されていない課題の有無を検証する。2020 年第 1 四半期までにディスカッション・ペーパーを公表する。
- なお、EFRAG はフェーズ 1 について 2019 年 9 月 4 日にアウトリーチの実施を発表し、暗号資産の専門家に対して、以下の点を含んだ論点について、電話インタビューを 2019 年 11 月にかけて実施している。
- ・ ICO 等の取引を通じた発行
 - ・ 暗号資産の保有・投資活動及び支払サービス
 - ・ 暗号資産の管理・保管サービス
 - ・ マイニング・サービス
- ② フェーズ 2：会計処理に関する解決方法を検討する（目標時期未定）。

以 上